

(c) コモン・ローとエクイティ (続き)

◆ 国王裁判所の取扱う事件の拡大に対する封建領主の抵抗

Provisions of Oxford (1258)

大法官は国王評議会の同意なくして先例なき令状を発給することが禁じられた。

◆ 訴訟方式

○ 事件の事実関係

↓

○ 訴訟開始令状 ← 大法官府 (Chancery)

↓

○ 訴答 (訴状, 答弁書, 再答弁書, 再々答弁書……)

① Debt (金銭債務訴訟) の declaration において申し立てられるべき事項

確定額の金銭債務

被告が既に対価を現実に受領していること

弁済の未了 ¥

損害

② Covenant (捺印契約訴訟) の declaration において申し立てられるべき事項

捺印証書の作成

約束の内容

(停止条件の成就)

約束の不履行

損害

③ Assumpsit (引受訴訟) の declaration において申し立てられるべき事項

契約の締結と契約条件

約因 (約束でもよい)

停止条件の成就——原告側の先履行すべき義務の履行

契約違反

損害

※ 原告は、訴状を作成するさいにどれかを選択しなければならない。不適切な訴訟形式を選択してそれに即して訴状を作成すると、敗訴の憂き目にあう (たとえば、捺印証書がない場合に、covenant の訴訟形式を選択したりした場合)。被告が防御のために答弁書において主張すべき事項も訴訟形式ごとに規定されていた。

↓

○ 審理方法

◇ 〔刑事事件—熱鉄神判・冷水神判 (初期), 後には陪審〕

◇ 土地の所有権 (単純封土権 fee simple) をめぐる訴訟—原則として決闘 (champion の利用可), 被告の選択によって grand assize

◇ 金銭債務訴訟, 動産返還請求訴訟—雪冤宣誓 (compurgation; wager of law——被告が自分に金銭ないし動産を支払・返還する債務がないことを宣誓し, 11人の宣誓補助者が被告の宣誓の信憑性を肯定する証言をすれば被告が勝訴した)

◇ 不法行為訴訟—陪審



○判決（の効力）

- ◇ 損害賠償を命じるか現実の履行を命じるかなど。
- ◇ 強制執行の対象となるものは何か（動産に限られるか，不動産も含まれるか，など）

コモン・ロー——12世紀末以降成立，訴訟方式を集成したもの（一般的な民事訴訟というものはなく，貸金の返還や売掛代金の返済を請求する訴訟，契約債務の不履行を訴える訴訟など類型毎に訴訟の進め方がそれぞれ異なる多くの訴訟方式があった）。

エクイティ——コモン・ロー原則の硬直性・陪審の不公正・扱い得る事件の固定化を補うため大法官が与えた救済の慣行化によって14～15世紀に成立

対人的な救済——信託の例

本来は法を運用した裁判所の違いによる区別であった。しかし現在では裁判所がコモン・ローとエクイティで分れていることは少ない。イギリスでは1875年に統合され，アメリカでは1848年のニュー・ヨーク州での統合を皮切りに統合が進む。

コモン・ローとエクイティの特徴

- ・コモン・ロー→形式的で厳格 陪審がある 救済方法是对物的（損害賠償）
- ・エクイティ→柔軟で裁量的 陪審はない 救済方法是对人的

特定履行——不作為を命じる特定履行もある。

差止命令——mandatory injunction, prohibitory injunction